

JR 運賃 精神障害者割引制度の導入のお知らせ

令和7年4月1日より、JRグループにて運賃の精神障害者割引制度が導入となります。割引の乗車券類は、令和7年4月1日から発売されます。

対象となる方（手帳に「第1種」または「第2種」の表示が必要です。）

精神障害者保健福祉手帳（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額 第1種 または 第2種 の記載があるもの）をお持ちの方

第1種：精神障害者保健福祉手帳1級

第2種：精神障害者保健福祉手帳2級または3級

※お持ちの手帳が以下の場合、割引が適用になりません。

- ・有効期限が切れた手帳
- ・顔写真が貼られていない手帳
- ・第1種、第2種の記載がない手帳

割引の概要

対象者	割引乗車券の種類	割引率
第1種 精神障害者と介護者の方	普通乗車券	5割
	回数乗車券	
	普通急行券	
	定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)	
12歳未満の 第2種 精神障害者と介護者の方	定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)	5割
第1種 精神障害者および 第2種 精神障害者の方 (おひとりで使用)	普通乗車券 ※片道100キロを超える区間	5割

※介護者の方も割引を受ける場合、手帳をお持ちの方と介護者の方は、同一区間の乗車券の購入が必要です。また、割引となる介護者の方は1名です。

精神障害者保健福祉手帳に第1種または第2種の記載を希望する方へ

手帳の新規申請、または更新の申請をしていただくと、「第1種」または「第2種」の記載がされた手帳をお渡しします。

現在、顔写真が貼られた手帳をお持ちで、手帳の更新前に記載を希望する方は、花巻市障がい福祉課または各総合支所市民サービス課の健康福祉係にお申し出ください。窓口にて、お持ちの手帳に「第1種」または「第2種」のいずれかのシールを貼り、お渡しします。

顔写真が貼られていない精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方へ

顔写真1枚（1年以内に撮影されたもので、サイズは縦4cm×横3cm）をご用意の上、花巻市障がい福祉課または各総合支所市民サービス課の健康福祉係にて再交付の申請をしてください。手帳の発行までには約2か月かかります。

有効期限内の精神障害者保健福祉手帳をお持ちではない方へ

花巻市障がい福祉課または各総合支所市民サービス課の健康福祉係で申請してください。手帳の発行までには約2か月かかります。また、有効期限内の手帳をお持ちの方は、有効期限の末日の3か月前から更新の申請ができます。

《必要書類》

- ① 精神障害者保健福祉手帳用診断書または年金証書
※年金証書は、精神障害を事由に障害年金を受給している方のみ
- ② 精神障害者保健福祉手帳（原本）
- ③ 顔写真1枚（1年以内に撮影されたもので、サイズは縦4cm×横3cm）
- ④ マイナンバーがわかる書類（マイナンバーカードや個人番号カード等）

お問い合わせ

○割引の内容や、ご利用方法について
→JRへお問い合わせください。

○手帳の申請方法、手帳への旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の記載について
→花巻市役所障がい福祉課 自立支援係へお問い合わせください。

電話：0198-41-3580